

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	羽田 雄一郎	(民主)	末松 信介	(自民)	輿石 東	(民主)
理事	伊達 忠一	(自民)	田村 公平	(自民)	佐藤 雄平	(民主)
理事	脇 雅史	(自民)	中島 真人	(自民)	田名部 匡省	(民主)
理事	大江 康弘	(民主)	藤野 公孝	(自民)	前田 武志	(民主)
理事	山下 八洲夫	(民主)	松田 岩夫	(自民)	山本 香苗	(公明)
理事	西田 実仁	(公明)	松村 龍二	(自民)	小林 美恵子	(共産)
市川	一朗	(自民)	吉田 博美	(自民)	渕上 貞雄	(社民)
太田	豊秋	(自民)	加藤 敏幸	(民主)		
小池	正勝	(自民)	北澤 俊美	(民主)		

(18. 2. 3 現在)

（1）審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類118件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

建築・住宅・宅地 昨年11月17日に公表された構造計算書偽装問題は、多数のマンション等の耐震性に大きな疑問を生じさせ、建築確認・検査制度等に対する国民の信頼を大きく失墜させた。建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案は、かかる問題の再発を防止し、建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、構造耐力に関する建築基準法に違反する建築物の設計者等への罰則の強化、建築士が構造計算によって安全性を確かめた場合の証明書の交付等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本改正案による偽装再発防止効果、指定機関の公正・中立性の確保と特定行政庁の審査能力の向上、建築確認検査の民間開放の是非と国の責任、建築士制度見直しを含む今後の課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

住生活基本法案については、参考人から意見を聴取するとともに、法案提出の背景及びその名称を住生活基本法案とした理由、居住者利益の擁護とその具体的な内容、住宅税制の有効性とその拡充策、今後の公的住宅の役割と供給方法の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案については、造成宅地防災区域指定制度の周知と指定の円滑化、宅地耐震化に向けた予算確保等公的支援の在り方等につい

て質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

都市計画 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案については、経済産業委員会との連合審査会の開会、参考人からの意見聴取とともに、中心市街地の空洞化が進行する下での法案提出時期の妥当性、大規模集客施設の立地規制の在り方と広域調整の実効性、中心市街地活性化の実現可能性と居住回帰促進策等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

運輸安全・道路運送・移動円滑化 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案は、最近の事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るための取組を強化するとともに、踏切道の改良に係る補助の期間を延長する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、経済的規制緩和が公共交通の安全に及ぼす影響、安全統括管理者の職務遂行に向けた体制整備、航空等のトラブルに係る情報公開の推進策、連続立体交差事業の促進、航空・鉄道事故調査委員会の業務及び組織の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路運送法等の一部を改正する法律案については、コミュニティバス・乗合タクシー等地域交通の充実、自家用有償旅客運送に係る運営協議会の設立・運営等の在り方、自家用有償旅客運送における対価基準の明確化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

いわゆる「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を総合的・一体的に再構築することを内容とする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案については、参考人から意見を聴取するとともに、大阪府及び兵庫県への委員派遣を行ったほか、移動等円滑化の対象となる者及び施設の明確化とその拡大、特定事業計画の策定・実施及び技術的・財政的支援、バリアフリーに関する意識啓発等について質疑が行われた。また、本法律案に対して、民主党・新緑風会、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われた後、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

港湾・海事・海上保安 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案については、埠頭公社民営化等による港湾コストの削減、我が国の港湾基盤整備のための基本的方向、水先人の全国組織運営等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案については、法律案提出の背景と施行の効果、有害液体物質の防除体制の確立、海上保安庁の装備・人員の増強等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案については、統合の経緯と意義、非公務員化の意味、海員の養成と若年船員の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の平成17年12月8日、建築物の構造計算書偽装問題について、北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行い、現行法制度上の問題点、偽装マンション居住者支援、ローン設定金融機関の責任、「構造計算書偽装問題は純然たる民民問題ではない」とした大臣の考え方と対応、構造改革・規制緩和の流れと安心・安全の確保における国の義務などの諸問題が取り上げられた。

平成18年1月16日～17日、長野県及び愛知県における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

1月19日、建築物の構造計算書偽装問題について、参考人グランドステージ住吉構造偽装問題対策委員清水克利君、センターワンホテル半田代表取締役社長中川三郎君及び東京工業大学名誉教授・環境デザイン研究所会長仙田満君からそれぞれ意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行い、ヒューザー社の破産申立てに対する対応、マンション再建の事業主体・委託先に民間デベロッパーの追加を要望した理由、総合経営研究所のホテル開業指導の具体的な内容、新規ローン負担の余地などの諸問題が取り上げられた。次いで、参考人社団法人日本建築士会連合会会长宮本忠長君、東京構造設計事務所協会会长榎原信一君及び東京工業大学統合研究院教授和田章君からそれぞれ意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行い、構造建築士と意匠建築士との力関係、民間確認検査機関の営業活動の実態、ピアチェック制度や新たな建築士資格制度の導入などの諸問題が取り上げられた。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、東日本旅客鉄道株式会社羽越線における列車脱線事故について、北側国土交通大臣から報告を聴取した。

第164回国会開会後の2月3日、建築物の構造計算書偽装問題について質疑を行い、建築基準法等改正案の検討内容、構造計算書二重チェック体制・構造専門建築士・建築士資格更新制の導入、耐震偽装事件の法律責任関係、民間建築確認検査制度に係る所見、耐震偽装マンションと同種の事例に対する国等の助成策、民間開放に当たり建築確認検査の適正執行確保のため国交省が取った措置、中間検査の充実強化などの諸問題が取り上げられた。

3月9日、国土交通行政の基本施策について、北側国土交通大臣から所信を聴取した。

3月16日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、建築行政改革に関する社会資本整備審議会の中間報告の改正案への反映方、更新制・専門分野別資格制度の導入等現行建築士制度の抜本的見直し、自賠責保険における傷害保険金限度額の大幅引

上げ、モーダルシフト施策の推進、北海道開発における国の役割、北海道における自動車税の積雪軽減措置の廃止、LRT導入促進支援策、大規模空間天井崩落事故の再発防止策、第二名神の抜本的見直し2区間を整備計画・新協定の対象から外す考えの有無、地方鉄道・バス事業の活性化策などの諸問題が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度国土交通省予算等の審査を行い、北側国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、観光立国実現に向けた北側国交大臣の決意、“開かずの踏切”対策の促進、道路特定財源の一般財源化・地方道整備への使途拡大・譲与化、東シナ海ガス田に係る日中間交渉と巡視船艇・航空機の整備、VICS（道路交通情報）データの活用による渋滞対策、スカイマークエアライズの落雷機体損傷事故、北海道特例廃止等などの諸問題が取り上げられた。

6月13日、航空機の運航における安全確保について、北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を、参考人株式会社日本航空代表取締役専務西松遙君、スカイマークエアライズ株式会社代表取締役会長兼社長西久保慎一君及び全日本空輸株式会社代表取締役副社長大前傑君から説明をそれぞれ聴取した後、質疑を行い、日本航空の経営体制改善の在り方、ボンバルディア機による一連の航行トラブルへの対応状況、日本航空と日本エアシステムとの経営統合に対する評価・分析、混雑空港における発着枠配分に際しての安全性考慮の必要性、機材整備の海外委託、日本航空の操縦士の乗務時間、航空検査体制の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成17年12月8日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 建築物の構造計算書偽装問題に関する件について北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君（自民）、大江康弘君（民主）、佐藤雄平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聰平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成18年1月19日（木）（第163回国会閉会後第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 建築物の構造計算書偽装問題に関する件について参考人グランドステージ住吉構造偽装問題対策委員清水克利君、センターワンホテル半田代表取締役社長中川三郎君、東京工業大学名誉教授・環境デザイン研究所会長仙田満君、社団法人日本建築士会連合会会长宮本忠長君、東京構造設計事務所協会会长榎原信一君及び東京工業大学統合研究院教授和田章君から意見を聴いた後、各参考人に質疑を行った。
- ・参考人（清水克利君、中川三郎君、仙田満君）に対する質疑

〔質疑者〕伊達忠一君（自民）、加藤敏幸君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美

恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）、田村公平君（自民）、前田武志君（民主）、北澤俊美君（民主）、西田実仁君（公明）

・参考人（宮本忠長君、榎原信一君、和田章君）に対する質疑

〔質疑者〕伊達忠一君（自民）、山下八洲夫君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）、末松信介君（自民）、前田武志君（民主）

○派遣委員から報告を聴いた。

○東日本旅客鉄道株式会社羽越線における列車脱線事故に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた。

○平成18年2月3日（金）（第1回）

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○建築物の構造計算書偽装問題に関する件について北側国土交通大臣及び政府参考人に對し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、北澤俊美君（民主）、田名部匡省君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成18年3月9日（木）（第2回）

○国土交通行政の基本施策に関する件について北側国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成18年3月16日（木）（第3回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について北側国土交通大臣、松村国土交通副大臣、吉田国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人首都高速道路株式会社常務取締役日月俊昭君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山下八洲夫君（民主）、加藤敏幸君（民主）、伊達忠一君（自民）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月22日（水）（第4回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について北側国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会理事中川潤一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、北澤俊美君（民主）、大江康弘君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
 本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年3月23日（木）（第5回）

- 参考人の出席を求めるることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授家田仁君、弁護士佐藤潤太君及び筑波大学大学院システム情報工学研究科教授・リスク工学専攻長稻垣敏之君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕 末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕 末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成18年3月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、松村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 小池正勝君（自民）、加藤敏幸君（民主）、山下八洲夫君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第11号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 小池正勝君（自民）、北澤俊美君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

(閣法第12号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 伊達忠一君（自民）、田名部匡省君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

(閣法第10号) 賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、社民

○平成18年4月4日（火）（第8回）

- 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月6日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 末松信介君（自民）、加藤敏幸君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）

(閣法第42号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産
欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月11日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月13日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 大江康弘君（民主）、藤野公孝君（自民）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

(閣法第53号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成18年4月18日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕小池正勝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
 - 委員派遣を行うことを決定した。
- 平成18年4月20日（木）（第13回）
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）について参考人日本身体障害者団体連合会会長小川榮一君、DPI日本会議・交通問題担当今福義明君、国際医療福祉大学大学院教授野村歡君及び全日本視覚障害者協議会総務局長山城完治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
 - 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕末松信介君（自民）、加藤敏幸君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
- 平成18年4月27日（木）（第14回）
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 派遣委員から報告を聴いた。
 - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）及び同法律案に対する修正案について修正案提出者参議院議員山下八洲夫君、北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕加藤敏幸君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
(閣法第52号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。
- 平成18年5月9日（火）（第15回）
- 道路運送法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成18年5月11日（木）（第16回）
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 道路運送法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人東日本高速道路株式会社常務取締役青野捷人君に

対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、西田実仁君（公明）、田名部匡省君（民主）、山下八洲夫君（民主）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
（閣法第31号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月16日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、松村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕 末松信介君（自民）、輿石東君（民主）、佐藤雄平君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成18年5月18日（木）

経済産業委員会、国土交通委員会連合審査会（第1回）

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）
以上両案について二階経済産業大臣、北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松山政司君（自民）、小池正勝君（自民）、西田実仁君（公明）、柳澤光美君（民主）、山根隆治君（民主）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）、鈴木陽悦君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成18年5月18日（木）（第18回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について参考人鶴岡市長富塚陽一君、株式会社まちづくりカンパニー・シープネットワーク代表取締役・社団法人日本都市計画学会理事西郷真理子君、東京大学空間情報科学研究センター副センター長・教授浅見泰司君及び福島大学人間発達文化学類教授阿部成治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成18年5月23日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行副総裁山口公生君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕藤末健三君（民主）、前田武志君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第33号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

- 住生活基本法案（閣法第30号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月30日（火）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 住生活基本法案（閣法第30号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事尾見博武君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、加藤敏幸君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成18年6月1日（木）（第21回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 住生活基本法案（閣法第30号）（衆議院送付）について参考人明治大学大学院教授青山俊君、東洋大学工学部教授内田雄造君、慶應義塾大学法科大学院教授松尾弘君及び国民の住まいを守る全国連絡会代表幹事坂庭国晴君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 住生活基本法案（閣法第30号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
〔質疑者〕 小池正勝君（自民）、前田武志君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
（閣法第30号）賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月6日（火）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事村山邦彦君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕 田村公平君（自民）、前田武志君（民主）、山下八洲夫君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成18年6月8日（木）（第23回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本建築士事務所協会連合会会長小川圭一君、尾竹一男建築研究所代表尾竹一男君、財団法人日本建築防災協会理事長・東京大学名誉教授岡田恒男君及び日本福祉大学教授片方信也君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕 中島眞人君（自民）、山下八洲夫君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕 中島眞人君（自民）、佐藤雄平君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成18年6月13日（火）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 加藤敏幸君（民主）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第88号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 航空機の運航における安全確保に関する件について北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を、参考人株式会社日本航空代表取締役専務西松遙君、スカイマークエアライズ株式会社代表取締役会長兼社長西久保慎一君及び全日本空輸株式会社代表取締役副社長大前傑君から説明を聴いた後、北側国土交通大臣、政府参考人、参考人株式会社日本航空インターナショナル代表取締役専務・株式会社日本航空ジャパン代表取締役専務岸田清君、株式会社日本航空代表取締役専務西松遙君、全日本空輸株式会社代表取締役副社長大前傑君、同株式会社執行役員・グループ総合安全推進室担当中村克己君及びスカイマークエアライズ株式会社代表取締役会長兼社長西久保慎一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村公平君（自民）、大江康弘君（民主）、西田実仁君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）、藤野公孝君（自民）、佐藤雄平君（民主）

○平成18年6月15日（木）（第25回）

- 請願第841号外117件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備
に関する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了する国土交通省が所管する法人について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人大木研究所法の一部改正

- 1 独立行政法人大木研究所（以下「研究所」という。）は、建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち土木に係る技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。

- 2 研究所について、特定独立行政法人（その役職員に国家公務員の身分が与えられている。）以外の独立行政法人とする。
- 3 研究所に、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として理事2人以内を置くことができるものとする。
- 4 研究所は、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及並びにこれらに附帯する業務を行う。
- 5 研究所に係る主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣（一部の事項については国土交通大臣及び農林水産大臣）、国土交通省及び主務大臣の発する命令とする。

二、独立行政法人海員学校法の一部改正

- 1 法律の名称を独立行政法人海技教育機構法に改める。
- 2 独立行政法人海技教育機構法及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）とする。
- 3 機構は、船員（船員であった者及び船員となろうとする者を含む。）に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
- 4 機構について、特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。
- 5 機構に、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととするとともに、役員として理事2人以内を置くことができるものとする。
- 6 機構は、船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究並びにこれらに附帯する業務を行うとともに、所定の講習の実施に関する業務を行う。

三、独立行政法人建築研究所法、独立行政法人交通安全環境研究所法、独立行政法人海上技術安全研究所法、独立行政法人港湾空港技術研究所法、独立行政法人電子航法研究所法、独立行政法人航海訓練所法及び独立行政法人航空大学校法をそれぞれ改正し、各法人について、特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

四、この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

五、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人海技大学校は、この法律の施行時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務はそれぞれ研究所及び機構が承継するものとする。

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案 (閣法第11号)

【要旨】

本法律案は、最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るために、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組の強化策

- 1 鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運

業法及び航空法の一部改正

- ① 輸送の安全の確保に関する目的及び責務に係る規定を追加する。
- ② 安全管理規程の作成及び届出を義務付ける。
- ③ 安全統括管理者の選任及び届出を義務付ける。
- ④ 安全に関する情報の公表を義務付ける。
- ⑤ 安全管理規程に係る報告徴収・立入検査の実施に係る基本的な方針を策定する。

2 鉄道営業法の一部改正

運転士の資格要件等の規定を公共団体の鉄道にも適用する。

二、踏切道の安全性の向上を図るための対策

1 踏切道改良促進法の一部改正

- ① 改良が必要と認められる踏切道の指定を行う期間を平成18年度以降の5箇年間に延長する。
- ② 踏切道の改良の方法に横断歩道橋等の歩行者等立体横断施設の整備を追加する。
- ③ 鉄道事業者等に対する勧告制度を創設するとともに、正当な理由がなく踏切道の改良を実施しない場合には鉄道事業法による事業改善命令又は道路法による指示等によることとする。
- ④ 一定の立体交差化工事について、国が必要な資金の一部を都道府県等に対し、無利子で貸し付ける制度を創設する。

三、運輸の安全に関する国の組織体制の強化策

1 国土交通省設置法の一部改正

一、①⑤に対応して、運輸審議会の所掌事務の追加等を行う。

2 海難審判法の一部改正

高等海難審判庁は、審判開始の申立てに至らなかった海難の調査結果等を踏まえ、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、海難の発生の防止のため講すべき施策についての意見を述べることができる。

3 航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正

航空・鉄道事故調査委員会において、事故に伴う被害を軽減するための原因に関する調査・勧告・建議が行えるほか、その事業者に対する検査権限を強化する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、最近の公共交通機関において頻発する事故・トラブルを踏まえ、公共交通の安全対策を総合的に推進し、運輸の安全性の再生・向上を図るため、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、安全管理態勢の構築及び安全風土の確立が早期に図られるよう、運輸事業者に対し実効ある指導・監督・支援を行うこと。

特に、安全運航の欠陥是正に係る指導、監督あるいは是正命令等の発出にもかかわらず

- ず、事態の改善が見られない運輸事業者に対して、その事業運営が改善されるまでの間、国による安全対策の監視を強化することにより、厳正かつ的確な改善策が講じられるよう指導し、その安全性が確保されるよう監督官庁としての責任を果たすこと。
- 二、国土交通大臣及び運輸事業者が公表する輸送の安全にかかる情報が、利用者、住民その他公共交通に関わる者に提供されることを通じ、運輸の安全性の向上に向け有効に活用されるよう、環境の整備に努めること。
- 三、運輸事業分野において実施された規制緩和が運輸の安全性に与えた影響を検証し、必要に応じ安全確保に資する措置が迅速に講じられるようにすること。
- 四、ヒューマンエラー発生の背景と指摘されているヒューマンマシンシステムを含む労働条件・労働環境の改善、安全に関する技術継承や人材育成のための環境整備、必要な要員の確保などが図られるよう、運輸事業者に対して継続的に指導・監督・支援を行うこと。
- 五、運輸事業者に対する監査・検査及び事故等の調査体制に係る国土交通省の予算及び定員については、それらの業務が円滑に実施され、事故の未然防止・再発防止が確実なものとなるよう十分確保すること。
- 六、運輸事業者の業務の受委託については、委託者と受託者の密接な連携が図られるようになるなど、安全上の支障を及ぼさないよう事業者を指導・監督すること。
- 七、踏切道改良事業の緊急かつ重点的な推進を図るため、総点検と事業評価を行い、改良箇所の早急な事業化に向けて地方公共団体と鉄道事業者が連携して適切な計画が策定されるよう指導・助言するとともに、その改良見通しを公表すること。
- 八、航空・鉄道事故調査委員会は、公正中立な立場での的確な事故調査を行うとともに、事故の再発防止の観点から、ヒューマンファクター、組織上の問題等幅広く調査を行い、事故調査報告書の作成に反映させること。また、その内容については、国民が有効に利活用するために理解しやすいものとなるよう努めること。
- 九、今後の事故調査体制の在り方について、その対象分野、体制、機能の強化等に関し、諸外国の例を参考にしつつ、今後の課題として検討を加えること。

右決議する。

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【 要旨 】

- 本法律案は、宅地造成が行われた土地等の安全性の確保を図るために、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、都道府県知事は、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるもののおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定することができる。
- 二、都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の防止のため必要な擁壁の設置等の措置の勧告及び災害の発生のおそれが大きいと認められる場合における擁壁の設置等の命令をすることができる。

- 三、住宅金融公庫は、造成宅地防災区域における都道府県知事の勧告又は命令を受けて行われる宅地防災工事に必要な資金を貸し付けることができる。
- 四、都市計画法による開発許可の技術基準として、宅地造成に伴う崖崩れ等による災害の防止に係る基準を追加する。
- 五、宅地造成工事規制区域内において、都市計画法による開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成工事の許可を不要とする。
- 六、この法律の一部の施行の日から平成19年3月31日までの間、危険建築物の一定の居住者で自ら居住するため住宅を必要とする者又は自ら居住するため当該危険建築物の改良を行う者等に対する住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設ける。
- 七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、全国に約1,000箇所存在すると推定される特に危険な大規模谷埋め盛土を今後10年間で半減させることを目標とし、次の諸点について適切な措置を講じ、本法の運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、宅地の安全性に係る技術基準の明確化とその信頼性の確保を図ること。
また、地方公共団体による盛土の変動予測調査が適切に行われ、調査結果を踏まえたハザードマップが迅速に作成・公表されるよう、必要な支援を行うこと。
- 二、造成宅地防災区域の指定に際し、盛土面積、宅地形状等の観点を踏まえた災害発生の蓋然性及び公的関与の必要性に係る基準が明確にされるとともに、具体的の指定に当たっては、当該地域の実情に配慮した対応となるよう、関係者間の意見の調整を図るなど、その環境整備に努めること。
- 三、既存宅地造成地の耐震化工事の実施に向けて、地方公共団体、宅地所有者等の間で合意形成が円滑に行われるよう、指針を示すなど必要な指導・助言を行うこと。
- 四、大規模盛土造成地における滑動崩落防止施設の設計・整備に当たっては、技術面等の必要な支援を行うとともに、その後の維持・管理が適切になれるよう十分配慮すること。

右決議する。

住生活基本法案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、国民の豊かな住生活の実現を図るために、住生活の安定と向上に関する施策の基本理念や国、地方公共団体及び事業者の責務など住宅政策の基本事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策（以下「住生活安定向上施策」という。）の推進は、
 - (1) 現在及び将来における良質な住宅の供給の確保、
 - (2) 良好な居住環境の形成、

- (3) 居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進、
(4) 低額所得者、高齢者等の居住の安定の確保
を旨として行われなければならないこととする「基本理念」を定める。
- 二 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、住生活安定向上施策を策定し、及び実施する「責務」を有するものとするとともに、住宅関連事業者の責務等を定める。
- 三 政府は、住生活安定向上施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 四 国及び地方公共団体は、基本理念の実現が図られるよう必要な「基本的施策」を講ずるものとする。
- 五 「住生活基本計画」は「全国計画」及び「都道府県計画」をいうとともに、計画期間、基本的な方針、目標、施策等それぞれの計画において規定すべき事項を定める。
なお、全国計画は、国土交通大臣が案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとし、都道府県が都道府県計画を定めようとするときは、市町村に協議等を行うとともに、計画期間における公営住宅の供給の目標量については、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。
- 六 国及び地方公共団体は、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 七 関係行政機関は、全国計画に即した住生活安定向上施策の実施に関し、相互に協力しなければならないものとする。
- 八 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活安定向上施策の実施状況について報告を求めることができるものとし、毎年度、その概要を公表する。
- 九 住宅建設計画法を廃止する。
- 十 この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

住生活の安定の確保は、すべての国民にとって必要不可欠なものであることを再認識し、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、少子高齢化時代に対応し得る住宅政策の確立のため、本基本法の下で必要な法律、制度等の整備による総合的な住宅政策体系の構築とともに、個々の施策の効果的かつ効率的な実施を通じて豊かな住生活が実現されるよう、関係機関は最大限の努力を行うこと。
- 二、住生活基本計画の実施に当たっては、我が国の気候風土、歴史文化が地域によって多様であることにかんがみ、地域特性を知悉する市町村による主体的、積極的、計画的な取組が行われるよう十分配慮すること。
- 三、住宅弱者のためのセーフティネットを確保する上で、公営住宅等公的賃貸住宅の役割は依然として重要であることにかんがみ、需要に対応した供給等が今後も継続して適切に行われるよう十分配慮すること。

また、民間住宅の活用も含め効率的・効果的な新たな仕組みの導入に向けた検討を開

始すること。

四、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、税制が果たす役割の重要性にかんがみ住宅関連税制の充実に努めるとともに、交付金・補助金等の一層の活用を図ること。

また、住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等について、住宅政策の実施機関としての責務を踏まえ、その機能が十分発揮されるようすること。

五、住生活の安全・安心を確保するため、大都市圏を中心に大量に存在する密集市街地の早期解消に向けて、一層積極的かつ強力な取組に努めるとともに、最近におけるミニ開発等が新たな負の遺産として将来の禍根とならないよう適切な対応を行うこと。

六、住まいの安全性と建築行政に対する信頼が大きく揺らいでいることを踏まえ、国民の不安を解消するため、建築確認検査行政において適切な措置を講じること。

右決議する。

道路運送法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、自家用自動車による有償旅客運送制度の創設、乗合旅客の運送に係る規制の適正化、電子化に対応した自動車登録制度の見直し、二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長、リコール制度の充実等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、道路運送法の一部改正

- 1 この法律の目的について、道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、道路運送の利便の増進を図ることを追加する。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業の定義について、路線を定めて定期的に運行するとの要件を削るとともに、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の定義を区分する乗車定員について国土交通省令で定めることとする。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために乗合旅客運送を行う場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、事前にその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。
- 4 市町村、特定非営利活動法人等が、一の市町村の区域内の住民の「自家用有償旅客運送」を行うときは、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

二、道路運送車両法の一部改正

- 1 国土交通大臣の登録を受けた「登録情報提供機関」は、登録情報の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託により、その者に対する登録情報の送信業務を行うため、国土交通大臣に対し、登録情報の提供を請求することができる。
- 2 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、登録事項等証明書の交付の請求又は1の委託について、本人確認をし、事由等を明示させなければならず、不当な目的による場合等には、請求を拒むことができる。

- 3 一時抹消登録を受けた自動車について、①その所有者に交付する一時抹消登録証明書を廃止するとともに、②国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、申請者に対して登録識別情報を通知しなければならない。
- 4 地方運輸局長は、必要な限度において、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外し等を行った者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に立入検査を行わせることができる。
- 5 二輪の小型自動車について、初めて交付を受ける自動車検査証の有効期間を2年から3年に延長する。
- 6 國土交通大臣は、自動車製作者等に対し改善措置を講ずべきことを勧告し、又はこれらの者から届け出られた改善措置に対し、変更を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、技術的な検証を独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）に行わせる。

三、独立行政法人交通安全環境研究所法の一部改正

二の6の技術的な検証に関する業務を研究所の業務として規定する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すこと。

- 一、福祉有償運送や過疎地有償運送に係る運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底するとともに、その設置及び運営状況についての情報が当該地域の住民等に積極的に公開されるよう努めること。
- 二、本法の施行状況の検証を行い、特に、過疎地等の住民の移動手段の確保策について、地域の実情に応じ様々な観点から具体策を検討すること。
- 三、NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示すとともに、運転手の技能水準及び安全性の確保に万全を期すよう措置すること。

なお、移動制約者の自由な移動が確保され、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が引き続き確保されるよう十分配慮すること。

- 四、自動車の不正な架装を行う事業者に対して、本法改正の趣旨に則り適切な指導を行うとともに、継続検査時の構造に関する審査については、自動車検査証により新規検査時以降の変更の有無を確認できるようにするなど、実施体制の確立を図ること。

- 五、リコール業務の迅速かつ適確な運営を確保するため、利用者等からの情報収集の拡大に努めるとともに、リコールに係る不正行為の再発防止のための施策の充実に努めること。

右決議する。

**都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する
法律案（閣法第33号）**

【要旨】

本法律案は、都市の秩序ある整備を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市計画法の一部を次のように改正する。

- 1 都道府県は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物の建築等が現に行われ、又は見込まれる区域を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに農業振興等に係る土地利用規制の状況等を勘案して、そのまま土地利用の整序等の措置を講ずることなく放置すれば、一体の都市としての整備等に支障が生じるおそれが認められる一定の区域を、準都市計画区域として指定することができるものとする。
- 2 都道府県は、準都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 現に土地の利用状況が著しく変化し、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域及び特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域に該当する地区計画については、劇場、店舗、飲食店等の用途に供する特定大規模建築物の整備による商業等の業務の利便の増進を図るため、新たに開発整備促進区を都市計画に定めることができるものとする。
- 4 これまで開発許可を不要とされていた社会福祉施設、医療施設又は学校の建築の用に供する目的で行う開発行為及び国、都道府県等が行う開発行為について、開発許可を要するものとする。
- 5 市街化調整区域を除く、都市計画区域又は準都市計画区域の開発区域内の土地で、用途地域等が定められていない場合及び開発整備促進区が定められている場合の開発許可の基準を追加するものとする。
- 6 市街化調整区域に係る開発行為のうち、主として開発区域の周辺地域内における居住者の利用に供する一定の公益上必要な建築物に供する目的で行う開発行為の開発許可ができることとする基準を追加するとともに、一定の面積を有する開発行為で市街化区域内の市街化の状況等からみて計画的な市街化に支障がないと認められるものについて、開発許可ができることとする基準を廃止するものとする。

二、建築基準法の一部を次のように改正する。

商業地域、近隣商業地域及び準工業地域以外の用途地域並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を除く。）内においては、床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等は、特定行政庁の許可を受けなければ建築してはならないものとする。

三、駐車場法の一部を次のように改正する。

自動車の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車を追加するものとする。

四、新住宅市街地開発法の一部を次のように改正する。

新住宅市街地開発事業施行区域の要件に、住宅需要に応じた適正規模の区域であることを追加する。

五、公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

先買いにより買い取られた土地のうち、買取りから10年を経過する等の条件に該当するものについては、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する一定の事業に用途の範囲を拡大するものとする。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

人口減少時代における都市計画は、社会経済情勢等の変化を展望しつつ、長期的な観点から策定される国土計画の下、持続可能な都市構造の構築という視点に立ち、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、現行のまちづくり三法が有効に機能していない現状を踏まえ、今後は、中心市街地活性化の実効性を確保するため、中心市街地活性化法に基づく施策と本法に基づく施策が的確に実施されるよう、関係省庁間及び地方公共団体の関係部局間の緊密な連携が図られるようにすること。

二、地方公共団体による都市計画の策定や中心市街地活性化の取組に当たり、地域住民の積極的かつ主体的な参加を促すとともに、都市計画制度やまちづくりに関する実践的知識の普及、啓蒙、教育等に努めること。

また、地域の特性をいかした個性あるまちづくりの中核となる人材の育成、災害時の被害軽減等のため必要な措置を講じること。

三、郊外が市街地化している現状を踏まえ、今後、集約型都市構造を指向するに当たっても、郊外居住者の生活利便性が低下することのないよう配慮すること。

四、市町村による都市計画決定に当たって広域的観点からの調整のために定められている都道府県知事の協議及び同意に際して、計画策定市町村の主体的意思に適切に配慮すること。

五、都道府県による準都市計画区域の指定について、秩序ある土地利用を促すとともに、優良農地の保全に資する観点から農地関係部局等との積極的な連携・協力の下に、その活用が十分図られるよう努めること。

六、本法改正の趣旨にかんがみ、準工業地域における大規模集客施設の立地については、中心市街地活性化法による基本方針に基づき、特別用途地区等の活用により、その適正化が図られるよう努めること。

七、本法の施行日以降に、いわゆる既存不適格となる大規模集客施設については、住民の利便性を考慮しつつ、地域の判断で必要な場合には、用途変更等の手続が円滑に行われ

るよう十分配意すること。

- 八、本法の趣旨に基づき関連する事業の進捗状況の把握及び効果の測定等の事後評価を行うとともに、その結果について公表すること。
右決議する。

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案

(閣法第42号) (先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第一 港湾法の一部改正

- 一 港湾の管理の適確化のため、現行の港湾区域に加え、港湾隣接地域、臨港地区等の区域内において、船舶等港湾管理者が指定したものを放置等してはならない。
- 二 構造改革特別区域における特例措置の全国展開として、重要港湾の港湾管理者は、同一の者により一体的に運営される岸壁等の港湾施設である行政財産を、認定を受けた者に貸し付けることができる。

また、港湾における埋立地の有効利用の促進が必要な区域については、その処分等の制限期間を5年間に短縮する。

- 三 港湾における物流拠点施設の整備に要する費用が国からの無利子貸付対象となる施設に、埠頭の近傍に立地する一定の要件を有する荷さばき施設等を追加する。

第二 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正

- 一 國土交通大臣は、港湾管理者がその発行済株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有している株式会社であること等の要件を備える者を、特定外貿埠頭の管理運営者として指定することができる。
- 二 政府は、港湾管理者が一の指定を受けた者に対し外貿埠頭建設等の資金を無利子で貸し付ける場合において、貸付け条件が一定の基準に適合しているときは、一定金額を無利子で港湾管理者に貸し付けることができる。
- 三 指定会社は、事業計画等を國土交通大臣に提出するとともに、定款の変更等の決議については、國土交通大臣の認可を受けなければならない。

第三 水先法の一部改正

- 一 水先人の養成及び確保のため、水先人の免許は、水先区ごとに、3段階の資格別とするとともに、有資格者が水先業務を行うことのできる船舶を定めることとする。また、水先人の免許要件は、資格別に乗船履歴等の経験及び海技士免許を有すること、國土交通大臣の登録を受けた水先人養成施設における水先業務を行う能力を習得させるための課程を修了すること等とする。
- 二 船舶交通の安全確保のため、水先人の免許の有効期間については、一部を除き5年とするとともに、有効期間の更新に際しては、一定の講習課程を修了した者でなければ更新してはならない。

また、國土交通大臣は、水先区のうち船舶交通の障害の発生により危険が生じる等

の港又は水域について、水先人を乗り込ませなければならない船舶等を定めることができる。

三 水先業務運営の効率化及び適確化のため、水先人は、水先料の上限を定め、国土交通大臣の認可を受け、その上限の範囲内で水先料を定めるとともに、国土交通大臣は、一定の事由があれば、その水先料の変更を命ぜることができる。

四 水先人会は、法人とし、毎事業年度の財務諸表等を作成し、閲覧に供するほか、全国の水先人会は、指導、監督等に関する事務を行うため日本水先人会連合会を設立する。

第四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守又は修理に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務等の追加等を行う。

第五 施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年10月1日から施行することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すとともに、適宜施策の検証を行い、適切な見直しにより強化拡充策を講じること。

一、国際海上物流拠点として、我が国港湾の国際競争力の衰退を防止し、その強化に向けた転機とするため、外貿埠頭について、公共・公社埠頭の集約化や近隣港湾との広域的な連携等の可能性について検討を進めるなど、その管理・運営の効率化を図ること。

また、必要に応じ、リードタイム、コスト削減状況等の実態調査を行い、公表することなどにより、世界的水準での良質かつ低廉なサービスが実現されるようすること。

二、水先人の確保に向けた資格要件の緩和等に伴い、養成制度が極めて重要となることから、実地訓練機会の確保、水先修業生の費用負担の軽減等を含め効果的で十分な養成方策を検討するとともに、水先人引受けルールの明確化等を図ることにより、ユーザーに対するサービスの向上を図ること。

三、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構については、船舶勘定において多額の繰越欠損金及び債務超過が発生していることから、平成21年度までに財務状況の改善を図ること。

また、物流業務において内航海運業が果たしている現状にかんがみ、内航海運の活性化に向けたビジョンを早急に具体化すること。

右決議する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案は、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

一、基本方針等

主務大臣は、高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上（以下「移動等円滑化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準を定めるものとする。

二、施設設置管理者が講すべき措置

施設設置管理者は、公共交通機関の旅客施設及び車両等並びに一定の道路、路外駐車場、公園施設及び建築物について、新設又は改良時に移動等円滑化のために必要な一定の基準に適合させるとともに、既存のこれらの施設についても、当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

三、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- 1 市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（以下「生活関連施設」という。）を含む一定の地区（以下「重点整備地区」という。）について、基本方針に基づき、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができるものとする。
- 2 基本構想を作成しようとする市町村は、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係する施設設置管理者、高齢者、障害者等その他の当該市町村が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができるものとする。
- 3 住民等は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができるものとする。
- 4 施設設置管理者は、基本構想に即して移動等円滑化のための特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該特定事業を実施するものとする。

四、移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等は、その全員の合意により、移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化経路協定を締結することができるものとし、当該協定は、市町村長の認可を受けなければならないものとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

六、検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、高齢者、障害者等を含めて誰もが自由かつ安全に移動し、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるべきであるというノーマライゼーションの理念の下に、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきで

ある。

一、バリアフリー化の進展に向けて、国、地方公共団体、事業者及び国民は、それぞれの責務を有するとの本法の趣旨の周知徹底による意識啓発を図るとともに、バリアフリー・ボランティア等の人材の育成等ソフト面についても充実を期し、ハード、ソフト両面あいまった施策を継続的に講じていくこと。

なお、本法に規定する「障害者」については、身体障害者のみならず、知的・精神障害者、発達障害者を含むすべての障害者を対象として、その運用に当たること。

二、基本構想に基づく特定事業計画の作成・実施の状況について適時調査を行い、その公表を行うとともに、施設の構造又は設備に起因する高齢者、障害者等の事故についての情報の把握に努め、施設の機能の適切な維持・管理及びスパイラルアップが図られるよう努めること。

三、建築物、旅客施設等の事業特性及び地域の実情に応じた計画的な施設整備のため、実施体制に問題を有する施設管理者や厳しい財政状況にある地方公共団体に対し、実効性ある支援措置を講じるよう努めること。

四、災害時の避難所として使用される学校等の施設のバリアフリー化が促進されるよう関係行政機関との連携を強化すること。また、バリアフリー化が必要な施設には、ホテルの客室等も含めるよう検討すること。

五、国は、施設設置管理者に対し、高齢者、障害者等の車いすの使用を正当な理由なく拒否すること等が起こらないよう指導すること。また、鉄軌道駅ホーム等における転落防止等のための可動柵の設置等安全上の措置が講じられるよう努めること。

六、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に伴い、関係行政機関の対応窓口のワンストップ化等高齢者、障害者等からの相談等に適切に対応するよう努めるとともに、重点整備地区におけるバリアフリー化の推進に当たっては、福祉施策との連携が図られるよう関係行政機関は協調・協力すること。

右決議する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第53号) (先議)

【要旨】

本法律案は、「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の実施等に伴い、海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、新たに「有害液体物質」として、海洋環境の保全の見地から有害であって、海洋施設等において管理される油以外の物質を加えることとする。
- 二、何人も、環境大臣による査定が行われた後でなければ、未査定液体物質を船舶により輸送してはならないこととする。
- 三、有害液体物質について、海洋施設からの排出を禁止するとともに、その取扱いを行う

一定の海洋施設の管理者は、有害液体物質記録簿の備付け等を行わなければならないこととする。

四、海洋施設等の管理者は、大量の有害液体物質の排出があったとき又はそのおそれがあるときは、最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととする。

五、船長等は、大量の有害液体物質等の排出時は、その防除のための応急措置等を講じなければならないこととする。

六、一定の船舶の船舶所有者は、有害液体物質の防除のために必要な資材を備え付け、機械器具を配備するとともに、排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかなければなければならないこととする。

七、一定の有害液体物質保管施設の設置者等は、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととする。

八、海上保安庁長官は、危険物による海上災害の発生・拡大を防止するため必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる

こととする。また、一定の要件を満たすときは、独立行政法人海上災害防止センターに

対し、排出油等の防除のための措置を講ずべきことを指示することができる

こととする。

九、海上保安庁長官が作成する排出油の防除に関する計画の対象に有害液体物質を加える

こととする。

十、この法律は、一部を除き平成19年4月1日から施行する。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案 (閣法第88号)

【要旨】

本法律案は、建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 建築基準法の一部改正

一 建築主事又は指定確認検査機関は、建築物の計画が一定の構造計算に係る基準に適合するかどうかを審査する場合においては、都道府県知事の構造計算適合性判定を求めなければならないものとする。

二 都道府県知事は、その指定する者に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることができる

こととする。

三 確認に係る審査、構造計算適合性判定、中間検査及び完了検査は、国土交通大臣が

定める指針に従って行わなければならないものとする。

四 階数が3以上である共同住宅の一定の工程について中間検査を義務付けるものとす

る。

五 指定確認検査機関の指定に当たっては、関係特定行政庁の意見を聴かなければなら

ないものとするとともに、欠格事由の拡充等を行う。

六 特定行政庁は指定確認検査機関に対し立入検査等を行うことができる

こととするなど、指定確認検査機関に対する監督の強化を行う。

七 建築物の構造耐力に関する規定等に違反した建築物の設計者等は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する等罰則の強化を行う。

八 その他特定行政庁に対する関係書類の保存の義務付け、建築基準適合判定資格者の登録の欠格事由の拡充等所要の改正を行う。

第二 建築士法の一部改正

- 一 建築士免許の欠格事由及び建築士事務所の登録拒否事由の拡充を行う。
- 二 建築士に対する構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合におけるその旨の証明書の交付の義務付け、建築基準法に違反する行為の指示の禁止等を行う。
- 三 建築士事務所の開設者の名義貸しの禁止等を行う。
- 四 その他建築士の不正行為に対する罰則の強化等所要の改正を行う。

第三 建設業法の一部改正

- 一 建設工事の請負契約の当事者が瑕疵担保責任等に関する定めをするときについて、その内容の請負契約への記載を義務付ける。
- 二 建設業者等の不正行為に対する罰則の強化を行う。

第四 宅地建物取引業法の一部改正

- 一 宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約の締結等の措置の有無等の説明及び当該措置の内容を記載した書面の交付を義務付ける。
- 二 その他宅地建物取引業者等の不正行為に対する罰則の強化等所要の改正を行う。

第五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、建築確認検査業務の適正な執行を確保するため、指定確認検査機関に対する指導監督を強化するとともに、特定行政庁において、必要な人材の確保や職員の能力向上等建築行政体制の充実整備が図られるよう、関係省庁の連携のもと、その環境整備に努めること。
- 二、今回の問題において多数の構造計算書の偽装が見過ごされた事実を真摯に反省し、国民の住宅・建築物に対する不安の解消を図るため、居住者の求めに応じ速やかに設計図書の再点検等が可能となるよう措置すること。
- 三、建築物の安全性が確実に確保されるよう、特定行政庁・建築主事、指定確認検査機関の機能的役割分担とともに、建築士、建築主、施工業者、住宅性能評価機関、金融機関、保険会社等関係者間による連携・相互チェック体制の構築に努めること。
- 四、建築士及び建築士事務所制度の見直しについては、これらをめぐる近年の技術的及び社会経済的な環境の変化等を踏まえて、その業務の適確な遂行と社会的責務の達成を確保する観点から検討を進めること。

五、建築物に係る瑕疵担保責任の実効性を確保するための保険制度等の整備については、被害者の迅速かつ確実な救済が図られるとともに、保険制度等を通じて、不良建築物や不良業者の排除が有効になされるよう検討を進めること。

右決議する。